

令和6年度における司法行政文書の管理の状況について

令和8年3月

最高裁判所事務総局秘書課

目 次

はじめに.....	3
I 対象裁判所.....	4
II 対象期間.....	4
III 報告の概要.....	4
1 ファイルの作成等の状況.....	4
(1) 保有しているファイル数.....	5
(2) ファイルの媒体の種別.....	6
2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況.....	7
3 文書管理に係る研修の実施状況.....	9
4 点検及び監査の実施状況.....	10
(1) 点検の実施状況.....	10
(2) 監査の実施状況.....	11
5 司法行政文書の紛失等の状況.....	11
(1) 司法行政文書の紛失等の状況.....	11
(2) 職員の処分の状況.....	12
6 秘密文書の管理状況.....	14
<資 料>	
資料1 ファイルの保有数及び媒体の種別.....	16
資料2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況.....	17
資料3 研修の実施状況.....	18
資料4 点検及び監査の実施状況.....	19
資料5 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）.....	20
資料6 紛失、誤廃棄等の状況.....	21
資料7 紛失等を除く不適切な文書管理事案の状況.....	22

はじめに

裁判所の文書の管理の在り方については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則第13条第2項において、同法の趣旨、裁判所の地位及び権能等を踏まえ検討を行うことと規定されている。

裁判所では、同法の趣旨を踏まえて、司法行政文書の管理について、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「最高裁実施通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）及び平成30年11月30日付け最高裁秘書第4957号秘書課長通達「秘密文書管理要領について」（以下「秘密文書管理要領」という。）を定めること等により、司法行政文書の適正な管理を図ることとしている。その状況を把握するため、管理通達記第8の3においては、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の長は、司法行政文書の管理状況（地方裁判所にあつては、管内の簡易裁判所の管理状況を含む。）について、毎年度、最高裁判所事務総局秘書課長（以下「秘書課長」という。）に報告しなければならないと定めており、同4においては、秘書課長は、毎年度、最高裁判所における司法行政文書の管理状況及び管理通達記第8の3の報告について、その概要を公表することとされている。

本資料は、令和6年度における司法行政文書の管理の状況について、各裁判所からの報告を受け、最高裁判所の状況も加えた上でその概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第2位（特に注記をした場合を除く。）を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。

I 対象裁判所

最高裁判所、高等裁判所（8庁）、地方裁判所（50庁）及び家庭裁判所（50庁）（高等裁判所にあつては支部、地方裁判所にあつては支部及び管内の簡易裁判所、家庭裁判所にあつては支部及び出張所を含む。）

なお、地方裁判所及び家庭裁判所については、両裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合があることから、両裁判所を合わせた数値を掲載している箇所がある（当該箇所にはその旨を注記した。）。

II 対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の状況（※）
時点を問うものについては、令和7年4月1日時点の状況

※ ただし、令和6年度に新規に作成されたファイルについては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに作成された会計年度管理ファイル及び令和6年1月1日から令和6年12月31日までに作成された司法年度（暦年）管理ファイルを対象としている。

III 報告の概要

1 ファイルの作成等の状況

裁判所の職員は、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（管理通達記第3の1）。これに基づき、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有する「司法行政文書」（管理通達記第1の2の(1)）は、その保存期間を1年以上とするものについては、能率的な事務の処理及び司法行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有するものを一の集合物（

以下「ファイル」という。)にまとめなければならないとされている(管理通達記第1の2の(6)及び第4の1)。

(1) 保有しているファイル数

裁判所が保有しているファイル数は、表1のとおり、290,407ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が15,003ファイル(5.2%)、高等裁判所が20,652ファイル(7.1%)、地方裁判所及び家庭裁判所の合計が254,752ファイル(87.7%)となっている。

このうち、令和6年度に新規に作成されたファイルは、54,617ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が2,513ファイル(4.6%)、高等裁判所が3,864ファイル(7.1%)、地方裁判所及び家庭裁判所の合計が48,240ファイル(88.3%)となっている。

令和5年度と比べると、保有しているファイル数は6,723ファイル(対前年度△2.3%)減少している。

表1 保有しているファイル数

(各欄の上段の単位：ファイル)

ファイル数		総数	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所及び家庭裁判所
令和6年度		290,407	15,003	20,652	254,752
		100.0%	5.2%	7.1%	87.7%
うち新規		54,617	2,513	3,864	48,240
		100.0%	4.6%	7.1%	88.3%
令和5年度		297,130	14,041	20,814	262,275
		100.0%	4.7%	7.0%	88.3%
うち新規		58,429	2,380	4,166	51,883
		100.0%	4.1%	7.1%	88.8%
令和4年度		299,762	13,313	20,380	266,069
		100.0%	4.4%	6.8%	88.8%
うち新規		60,171	2,197	4,071	53,903
		100.0%	3.7%	6.8%	89.6%
令和3年度		302,506	13,074	20,235	269,197
		100.0%	4.3%	6.7%	89.0%
うち新規		60,461	2,332	3,939	54,190
		100.0%	3.9%	6.5%	89.6%
令和2年度		303,990	12,608	20,109	271,273
		100.0%	4.1%	6.6%	89.2%
うち新規		60,067	2,161	3,854	54,052
		100.0%	3.6%	6.4%	90.0%
令和元年度		309,484	12,366	20,216	276,902
		100.0%	4.0%	6.5%	89.5%
うち新規		62,499	2,240	4,028	56,231
		100.0%	3.6%	6.4%	90.0%

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成されたファイル数で、内数を表す。

2 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

(2) ファイルの媒体の種別

裁判所が保有している全てのファイル（290,407ファイル）について、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が194,517ファイル（67.0%）、電子媒体が46,496ファイル（16.0%）、電子及び紙が49,394ファイル（17.0%）となっており、令和5年度と同様に、紙媒体がその多くを占めている。

一方で、令和5年度と比べると、令和6年度に新規に作成・取得したファイ

ルの電子媒体（「電子及び紙」を含む。）の割合が、42.3%から48.2%に増加し、全てのファイルに占める電子媒体（「電子及び紙」を含む。）の割合も28.1%から33.0%に増加している。

表2 ファイルの媒体の種類別

（各欄の上段の単位：ファイル）

ファイル数		(総数)	紙	電子	電子及び紙	その他の媒体
令和6年度		290,407	194,517	46,496	49,394	0
		100.0%	67.0%	16.0%	17.0%	0.0%
	うち新規	54,617	28,306	18,547	7,764	0
		100.0%	51.8%	34.0%	14.2%	0.0%
令和5年度		297,130	213,644	31,408	52,078	0
		100.0%	71.9%	10.6%	17.5%	0.0%
	うち新規	58,429	33,687	15,121	9,621	0
		100.0%	57.7%	25.9%	16.5%	0.0%
令和4年度		299,762	227,216	18,562	53,984	0
		100.0%	75.8%	6.2%	18.0%	0.0%
	うち新規	60,171	43,369	5,316	11,486	0
		100.0%	72.1%	8.8%	19.1%	0.0%
令和3年度		302,506	231,933	16,421	54,152	0
		100.0%	76.7%	5.4%	17.9%	0.0%
	うち新規	60,461	47,981	3,216	9,264	0
		100.0%	79.4%	5.3%	15.3%	0.0%
令和2年度		303,990	232,416	14,486	57,088	0
		100.0%	76.5%	4.8%	18.8%	0.0%
	うち新規	60,067	47,966	2,308	9,793	0
		100.0%	79.9%	3.8%	16.3%	0.0%
令和元年度		309,484	232,564	15,520	61,400	0
		100.0%	75.1%	5.0%	19.8%	0.0%
	うち新規	62,499	49,620	1,804	11,075	0
		100.0%	79.4%	2.9%	17.7%	0.0%

(注) 1 「電子」は、CD、DVD、電子決裁システム等で管理されるファイルを表す。

2 「うち新規」は、当該年度に新規に作成されたファイル数で、内数を表す。

3 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

ファイルは、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を

設定することとされている（管理通達記第4の1の(3)及び2）。

また、裁判所の各部署における司法行政文書の管理の実施の責任者である文書管理者は、ファイルの保存期間が満了したときは、保存期間及び保存期間の満了する日の延長又は移管をする場合を除き、当該ファイルを廃棄しなければならないとされており（管理通達記第7の3の(2)）、廃棄をしようとする場合、最高裁判所においては、あらかじめ、文書管理事務を総括する総括文書管理者と協議しなければならない（最高裁実施通達記第11の2の(1)）、下級裁判所においては、総括文書管理者の承認を得て、速やかに行わなければならない（下級裁実施通達記第11の2の(1)）。

なお、移管をすべき司法行政文書がまとめられているファイルについては、申合せに基づき、最高裁判所から内閣総理大臣に移管している（公文書等の管理に関する法律第14条第1項）。

裁判所において、令和6年度に保存期間が満了したファイル（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）は67,517ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表3のとおり、「移管」することとされたものが68ファイル（0.1%）、「廃棄」することとされたものが60,324ファイル（89.3%）、保存期間を「延長」することとされたものが7,125ファイル（10.6%）となっている。

令和5年度と比べると、「移管」することとされたファイル数が11ファイル減少、「廃棄」することとされたファイル数が479ファイル減少、「延長」することとされたファイル数が506ファイル増加している。

表3 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

(各欄の上段の単位：ファイル)

保存期間満了ファイル数		移管	廃棄	延長
	(総数)			
令和6年度	67,517	68	60,324	7,125
	100.0%	0.1%	89.3%	10.6%
令和5年度	67,501	79	60,803	6,619
	100.0%	0.1%	90.1%	9.8%
令和4年度	68,787	177	63,371	5,239
	100.0%	0.3%	92.1%	7.6%
令和3年度	64,186	42	61,658	2,486
	100.0%	0.1%	96.1%	3.9%
令和2年度	65,895	40	63,926	1,929
	100.0%	0.1%	97.0%	2.9%
令和元年度	64,677	81	61,534	3,062
	100.0%	0.1%	95.1%	4.7%

(注) 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

3 文書管理に係る研修の実施状況

司法行政文書の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、総括文書管理者は、職員に対し、必要な研修を行うものとされている（管理通達記第9）。

裁判所における研修の実施状況をみると、表4のとおり、延べ389回の研修を実施しており、このうち一般職員を主な対象とした研修（対象者が「その他」に該当するもの）が272回（69.9%）を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ3,276人が参加している。

令和5年度と比べると、研修の実施回数は減少しているが、参加職員数は増加している。

表 4 研修の実施状況

(単位：回、人)

研修の実施回数		389 (444)
対象者別	新規採用職員	79
	転入者	12
	文書管理者又は文書管理担当者	26
	その他	272
研修の参加職員数		3,276 (3,184)

(注) ()内は、令和5年度のもの。

4 点検及び監査の実施状況

文書管理者は、その管理する司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている（管理通達記第8の1の(1)）。

また、裁判所における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者である監査責任者は、司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている（管理通達記第8の1の(2)）。

(1) 点検の実施状況

裁判所の点検の実施状況をみると、表5のとおり、令和6年度は、裁判所における文書管理者1,330人の全員が点検を実施した。

表5 点検の実施状況

(各欄の上段の単位：人)

文書管理者数	(各欄の上段の単位：人)		
	(総数)	点検を実施	点検を未実施
令和6年度	1,330 100.00%	1,330 100.00%	0 0.00%
令和5年度	1,332 100.00%	1,331 99.92%	1 0.08%
令和4年度	1,334 100.00%	1,332 99.85%	2 0.15%
令和3年度	1,326 100.00%	1,325 99.92%	1 0.08%
令和2年度	1,323 100.00%	1,319 99.70%	4 0.30%
令和元年度	1,317 100.00%	1,314 99.77%	3 0.23%

(注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。
2 各欄の下段は、文書管理者数の総数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

裁判所における監査の実施状況をみると、全ての裁判所（85庁）（地方裁判所及び家庭裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合は、その庁を1として計上した数）で文書管理に係る監査が実施されている。そのうち、66庁において、「文書数がゼロのファイルが作成されていた」、「共用キャビネットに組織共用性のない個人的な資料が置かれていた」などの指摘事項がみられ、改善措置等が講じられている（資料5参照）。

5 司法行政文書の紛失等の状況

(1) 司法行政文書の紛失等の状況

司法行政文書の紛失及び誤廃棄（以下5において「紛失等」という。）は、被害の拡大防止や事務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、文書管理者は、その管理する司法行政文書の紛失等が明らかとなった場合には、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない（管理通達記第8の2の(1)）。

令和6年度においては、各裁判所における文書管理に係る点検の結果などにより、表6のとおり、36件の紛失等事案が判明した。

これらの紛失等の原因としては、文書の保管が適切に行われておらず紛失したもの、廃棄時の確認を適切に行わなかったことで廃棄対象文書と混在し誤廃棄したものなどがみられた。

なお、これらの紛失等事案については、各裁判所において、総括文書管理者への報告がなされ、職員への注意喚起・指導、業務手順・マニュアルの見直し等といった再発防止措置や復元措置がとられている。

(2) 職員の処分の状況

司法行政文書の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各裁判所において職員の処分を行うこととなる。令和6年度の職員の処分の状況を見ると、表6及び表7のとおり、1件の不適切な文書管理事案において懲戒処分が行われ、当該事案において公表が行われた。

表6 紛失等の状況

(単位：件)

紛失等事案の件数 (総数)		事案別		対応別						
				再発防止のための措置				復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数
		紛失	誤廃棄	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			
令和6年度	36	23	13	30	16	28	1	21	0	0
令和5年度	26	20	6	22	16	13	0	13	0	0
令和4年度	28	21	7	25	20	15	1	15	0	0
令和3年度	25	19	6	18	18	18	1	19	0	0
令和2年度	22	19	3	19	12	14	1	15	0	0
令和元年度	22	13	9	19	12	16	0	7	0	0

(注) 1 必ずしも誤廃棄したといえない事案は、「紛失」に計上した。
 2 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない場合がある。

表7 紛失等を除く不適切な文書管理事案への対応

(単位：件)

	紛失等を除く不適切な文書管理事案の件数（懲戒処分が行われたものに限る。）	対応別				
		再発防止のための措置				事案の公表を行った件数
		関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	
令和6年度	1	1	0	0	0	1
令和5年度	1	1	1	1	0	1
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0

(注) 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない場合がある。

6 秘密文書の管理状況

公表しないこととされている情報が記録された司法行政文書のうち秘密保全を要する司法行政文書（以下「秘密文書」という。）の管理として、極秘文書（秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む司法行政文書）及び秘文書（極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の司法行政文書）を指定し、管理通達及び秘密文書管理要領に則して管理することとされている（管理通達記第10）。

令和6年度において新規作成したファイルに秘密文書が含まれるものはなかった。

<資料>

裁判所別内訳表

- 資料 1 ファイルの保有数及び媒体の種別
- 資料 2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況
- 資料 3 研修の実施状況
- 資料 4 点検及び監査の実施状況
- 資料 5 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）
- 資料 6 紛失、誤廃棄等の状況
- 資料 7 紛失等を除く不適切な文書管理事案の状況

資料1 ファイルの保有数及び媒体の種類

(単位:ファイル)

裁判所名	ファイル数							
	紙	電子 (※2)	電子及び紙	その他の媒体 (※3)	うち令和6年度中に 新たに作成された数			
最高裁判所	15,003	8,596	3,252	3,155	0	2,513		
高等裁判所	東京	3,354	2,388	419	547	0	619	
	大阪	2,797	1,496	827	474	0	462	
	名古屋	2,192	1,138	626	428	0	405	
	広島	2,975	1,561	822	592	0	569	
	福岡	2,617	1,090	787	740	0	513	
	仙台	2,748	1,416	677	655	0	528	
	札幌	2,085	924	566	595	0	393	
	高松	1,884	849	448	587	0	375	
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京管内	東京 地裁	6,531	5,520	648	363	0	1,462
		東京 家裁	2,567	1,215	398	954	0	548
		横浜 地裁	5,505	4,880	282	343	0	1,042
		横浜 家裁	2,369	1,354	217	798	0	462
		さいたま 地裁	3,934	3,284	255	395	0	830
		さいたま 家裁	1,967	1,392	251	324	0	403
		千葉 地裁	5,086	4,436	346	304	0	942
		千葉 家裁	2,575	2,155	157	263	0	509
		水戸 地裁	3,997	3,451	148	398	0	786
		水戸 家裁	1,196	945	201	50	0	219
		宇都宮 地裁	3,765	2,879	363	523	0	755
		宇都宮 家裁	1,924	1,424	109	391	0	373
		前橋 地裁	4,433	3,431	279	723	0	822
		前橋 家裁	1,412	634	94	684	0	273
		静岡 地裁	4,886	4,178	195	513	0	890
		静岡 家裁	2,450	1,595	144	711	0	494
		甲府 地裁	2,007	1,353	189	465	0	367
		長野 地裁	4,769	3,642	403	724	0	847
		新潟 地裁	4,435	3,802	263	370	0	789
		新潟 家裁	2,546	1,886	164	496	0	466
	大阪管内	大阪 地裁	4,786	3,379	886	521	0	984
		大阪 家裁	2,441	1,484	601	356	0	497
		京都 地裁	3,727	2,492	786	449	0	705
		京都 家裁	1,771	1,084	446	241	0	315
		神戸 地裁	5,982	4,405	1,101	476	0	1,237
		神戸 家裁	3,338	2,120	953	265	0	644
		奈良 地裁	2,556	1,608	588	360	0	482
		大津 地裁	3,172	1,920	558	694	0	656
		和歌山 地裁	3,659	2,394	799	466	0	699
		和歌山 家裁	4,858	3,582	851	425	0	924
	名古屋管内	名古屋 地裁	2,195	1,177	641	377	0	405
		名古屋 家裁	2,630	1,449	776	405	0	539
		津 地裁	840	359	315	166	0	138
		岐阜 地裁	3,782	2,481	748	553	0	663
		福井 地裁	2,748	1,466	740	542	0	433
		金沢 地裁	4,603	2,586	1,396	621	0	766
		富山 地裁	2,405	1,166	561	678	0	460
		富山 家裁	4,794	3,668	565	561	0	814
		広島 地裁	2,282	1,406	544	332	0	440
		山口 地裁	5,457	4,174	857	426	0	970
	広島管内	岡山 地裁	4,957	3,805	540	612	0	784
		岡山 家裁	1,810	1,216	251	343	0	288
		鳥取 地裁	2,913	1,695	538	680	0	521
		松江 地裁	3,841	2,649	592	600	0	719
		福岡 地裁	5,036	3,405	901	730	0	1,029
		福岡 家裁	1,723	1,011	261	451	0	316
		佐賀 地裁	3,144	1,918	440	786	0	572
		長崎 地裁	3,102	2,064	343	695	0	611
		長崎 家裁	1,861	962	318	581	0	343
		大分 地裁	2,898	1,565	594	739	0	614
	福岡管内	熊本 地裁	3,622	2,375	390	857	0	725
		熊本 家裁	2,286	1,292	382	612	0	445
		鹿児島 地裁	4,021	2,815	459	747	0	874
		宮崎 地裁	2,566	1,333	448	785	0	443
		宮崎 家裁	1,472	785	139	548	0	262
		那覇 地裁	3,085	1,739	538	808	0	685
		那覇 家裁	644	137	149	358	0	115
		仙台 地裁	4,306	3,104	679	523	0	829
		仙台 家裁	2,494	1,612	513	369	0	525
		福島 地裁	3,802	2,664	404	734	0	780
	仙台管内	福島 家裁	2,040	1,228	350	462	0	402
		山形 地裁	4,369	2,862	998	509	0	792
		盛岡 地裁	5,087	3,273	449	1,365	0	915
		秋田 地裁	5,042	2,996	1,058	988	0	938
		青森 地裁	4,543	2,868	902	773	0	906
		札幌 地裁	5,250	4,011	695	544	0	939
		札幌 家裁	4,015	2,980	507	528	0	723
		函館 地裁	2,994	1,688	696	610	0	536
		旭川 地裁	3,747	2,452	572	723	0	641
		釧路 地裁	3,801	2,681	402	718	0	706
	高松管内	高松 地裁	2,393	1,575	416	402	0	464
		高松 家裁	2,074	1,268	412	394	0	396
		徳島 地裁	3,524	2,376	442	706	0	526
		高知 地裁	3,196	1,921	690	585	0	562
		松山 地裁	4,178	3,207	379	592	0	762
	松山 家裁	2,536	1,671	407	458	0	502	
	計	290,407	194,517	46,496	49,394	0	54,617	
	(割合)	100.0%	67.0%	16.0%	17.0%	0.0%	18.8%	

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

※2 「電子」は、CD、DVD、電子決裁システム等で管理されるファイルを表す。

※3 「その他の媒体」は、紙媒体及び電子媒体のいずれにも該当しないファイルを表す。

※4 盛岡地裁の数値に関しては、過去の集計において誤計上があり、令和6年度分の報告において数値を修正した。

裁判所名		令和6年度に保存期間が満了したファイル数			移管	
			廃棄	延長		
最高裁判所		3,068	1,850	1,150	68	
高等裁判所	東京	809	626	183		
	大阪	526	445	81		
	名古屋	434	368	66		
	広島	624	541	83		
	福岡	551	506	45		
	仙台	609	549	60		
	札幌	488	458	30		
	高松	406	358	48		
地方裁判所・家庭裁判所(※)	東京管内	東京 地裁	1,531	1,409	122	
		東京 家裁	602	544	58	
		横浜 地裁	1,254	1,201	53	
		横浜 家裁	486	454	32	
		さいたま 地裁	928	885	43	
		さいたま 家裁	414	399	15	
		千葉 地裁	1,180	1,067	113	
		千葉 家裁	578	534	44	
		水戸 地裁	912	894	18	
		水戸 家裁	259	239	20	
		宇都宮 地裁	792	716	76	
		宇都宮 家裁	411	358	53	
		前橋 地裁	1,150	1,101	49	
		前橋 家裁	337	323	14	
		静岡 地裁	1,183	1,130	53	
		静岡 家裁	512	471	41	
		甲府	503	448	55	
		長野	997	808	189	
		新潟 地裁	1,213	1,150	63	
		新潟 家裁	608	583	25	
	大阪管内	大阪 地裁	1,091	970	121	
		大阪 家裁	511	481	30	
		京都 地裁	881	807	74	
		京都 家裁	379	333	46	
		神戸 地裁	1,395	1,318	77	
		神戸 家裁	692	632	60	
		奈良	513	471	42	
		大津	729	695	34	
	和歌山	870	805	65		
	名古屋管内	名古屋 地裁	1,280	1,099	181	
		名古屋 家裁	419	405	14	
		津 地裁	549	519	30	
		津 家裁	194	179	15	
		岐阜	1,269	861	408	
		福井	705	607	98	
		金沢	1,035	798	237	
		富山	511	458	53	
	広島管内	広島 地裁	1,223	1,094	129	
		広島 家裁	516	483	33	
		山口	1,429	1,258	171	
		岡山 地裁	1,240	1,147	93	
		岡山 家裁	418	372	46	
		鳥取	679	576	103	
	福岡管内	松江	902	828	74	
		福岡 地裁	1,200	1,122	78	
		福岡 家裁	411	351	60	
		佐賀	692	601	91	
		長崎 地裁	771	685	86	
		長崎 家裁	428	369	59	
		大分	593	562	31	
		熊本 地裁	833	798	35	
		熊本 家裁	517	503	14	
		鹿児島	899	880	19	
	仙台管内	宮崎 地裁	646	468	178	
		宮崎 家裁	370	297	73	
		那覇 地裁	625	592	33	
		那覇 家裁	115	108	7	
		仙台 地裁	1,004	947	57	
		仙台 家裁	435	414	21	
		福島 地裁	890	808	82	
		福島 家裁	448	409	39	
		山形	1,049	963	86	
		盛岡	1,110	1,048	62	
	札幌管内	秋田	1,274	1,180	94	
		青森	1,121	1,070	51	
		札幌 地裁	1,345	1,219	126	
		札幌 家裁	977	894	83	
	高松管内	函館	768	709	59	
		旭川	866	795	71	
		釧路	1,391	1,284	107	
		高松 地裁	544	483	61	
		高松 家裁	413	391	22	
		徳島	757	673	84	
		高知	720	667	53	
		松山 地裁	979	920	59	
	松山 家裁	531	503	28		
	計		67,517	60,324	7,125	68
	(割合)		100.0%	89.3%	10.6%	0.1%

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

裁判所名	研修の実施回数					研修参加職員数		
	新規採用職員	転入者	文書管理者・文書管理担当者	その他				
最高裁判所	12	1	3	0	8	523		
高等裁判所	東京	5	3	1	0	1	63	
	大阪	4	2	0	0	2	17	
	名古屋	6	1	0	0	5	30	
	広島	11	2	1	1	7	20	
	福岡	6	3	0	0	3	17	
	仙台	7	1	0	0	6	5	
	札幌	10	1	0	0	9	16	
	高松	5	1	0	1	3	13	
地方裁判所・家庭裁判所(※)	東京管内	東京 地裁	8	1	0	0	7	123
		東京 家裁	1	0	0	0	1	69
	横浜	横浜 地裁	2	0	1	1	0	36
		横浜 家裁	1	1	0	0	0	25
	さいたま	さいたま 地裁	1	0	0	1	0	50
		さいたま 家裁	1	0	0	1	0	21
	千葉	千葉 地裁	3	3	0	0	0	55
		千葉 家裁	2	2	0	0	0	35
	水戸	水戸 地裁	2	0	0	0	2	3
		水戸 家裁	3	2	0	0	1	8
	宇都宮	宇都宮 地裁	1	0	0	0	1	17
		宇都宮 家裁	1	0	0	0	1	4
	前橋	前橋 地裁	0	0	0	0	0	5
		前橋 家裁	3	2	0	0	1	12
	静岡	静岡 地裁	6	0	0	0	6	6
		静岡 家裁	0	0	0	0	0	7
	甲府	0	0	0	0	0	7	
	長野	0	0	0	0	0	7	
	新潟	新潟 地裁	1	0	0	0	1	22
		新潟 家裁	1	0	0	0	1	10
大阪管内	大阪	大阪 地裁	12	3	0	0	9	75
		大阪 家裁	1	0	0	1	0	60
	京都	京都 地裁	3	0	0	1	2	60
		京都 家裁	6	2	0	1	3	27
	神戸	神戸 地裁	10	1	0	0	9	35
		神戸 家裁	2	0	0	0	2	20
奈良	1	1	0	0	0	21		
大津	2	1	0	0	1	39		
和歌山	1	0	0	1	0	33		
名古屋管内	名古屋	名古屋 地裁	3	1	0	1	1	124
		名古屋 家裁	9	3	0	2	4	34
	津	津 地裁	7	0	0	0	7	32
		津 家裁	2	0	0	0	2	16
	岐阜	13	3	1	0	9	60	
	福井	2	0	0	0	2	40	
	金沢	11	1	0	1	9	51	
富山	3	0	0	0	3	32		
広島管内	広島	広島 地裁	1	0	0	0	1	52
		広島 家裁	1	0	0	0	1	22
	山口	1	0	0	0	1	57	
	岡山	岡山 地裁	2	0	0	0	2	32
		岡山 家裁	2	0	0	0	2	21
	鳥取	3	1	0	0	2	49	
松江	0	0	0	0	0	14		
福岡管内	福岡	福岡 地裁	14	4	0	1	9	65
		福岡 家裁	1	0	0	0	1	34
	佐賀	11	2	0	0	9	33	
	長崎	長崎 地裁	7	3	0	0	4	63
		長崎 家裁	3	1	0	0	2	19
	大分	10	5	0	0	5	33	
	熊本	熊本 地裁	4	0	0	2	2	62
		熊本 家裁	4	0	0	2	2	54
	鹿児島	5	0	0	0	5	46	
	宮崎	1	0	0	0	1	39	
那覇	1	0	0	0	1	18		
那覇 地裁	6	2	0	0	4	11		
那覇 家裁	5	0	0	0	5	7		
仙台管内	仙台	仙台 地裁	13	2	0	0	11	36
		仙台 家裁	8	1	0	0	7	14
	福島	福島 地裁	12	1	0	1	10	35
		福島 家裁	6	1	0	1	4	8
	山形	1	1	0	0	0	42	
	盛岡	10	1	0	0	9	37	
秋田	16	1	0	2	13	58		
青森	13	1	0	0	12	55		
札幌管内	札幌	札幌 地裁	1	0	0	0	1	76
		札幌 家裁	11	2	2	1	6	40
	函館	3	1	1	0	1	22	
	旭川	1	0	1	0	0	27	
釧路	0	0	0	0	0	7		
高松管内	高松	高松 地裁	0	0	0	0	0	21
		高松 家裁	7	1	0	0	6	10
	徳島	10	3	0	3	4	14	
	高知	2	1	1	0	0	22	
松山	松山 地裁	1	1	0	0	0	28	
	松山 家裁	1	1	0	0	0	8	
計	389	79	12	26	272	3,276		

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

資料4 点検及び監査の実施状況

裁判所名	点検を 実施した 文書 管理者数	監査の実施状況			
		監査の実施の有無(※2)	指摘事項の有無 (※3)		
			改善措置の実施 の有無(※3)		
最高裁判所	45	○	○	○	
高等裁判所	東京	9	○	○	○
	大阪	7	○	○	○
	名古屋	7	○	—	—
	広島	7	○	○	○
	福岡	8	○	○	○
	仙台	7	○	○	○
	札幌	5	○	○	○
	高松	5	○	○	○
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京 地裁	25	○	○	○
	東京 家裁	10	○	○	○
	横浜 地裁	21	○	○	○
	横浜 家裁	9	○	○	○
	さいたま 地裁	21	○	—	—
	さいたま 家裁	9	○	○	○
	千葉 地裁	24	○	—	—
	千葉 家裁	12	○	—	—
	水戸 地裁	21	○	—	—
	水戸 家裁	8	○	—	—
	宇都宮 地裁	14	○	○	○
	宇都宮 家裁	8	○	○	○
	前橋 地裁	18	○	○	○
	前橋 家裁	8	○	○	○
	静岡 地裁	14	○	○	○
	静岡 家裁	9	○	○	○
	甲府 地裁	13	○	○	○
	長野 地裁	30	○	○	○
	新潟 地裁	16	○	○	○
	新潟 家裁	9	○	○	○
	大阪 地裁	24	○	○	○
	大阪 家裁	8	○	○	○
	京都 地裁	22	○	—	—
	京都 家裁	9	○	—	—
	神戸 地裁	31	○	○	○
	神戸 家裁	14	○	○	○
	奈良 地裁	16	○	○	○
	大津 地裁	17	○	○	○
	和歌山 地裁	21	○	—	—
	名古屋 地裁	18	○	○	○
	名古屋 家裁	9	○	○	○
	津 地裁	18	○	○	○
	津 家裁	8	○	○	○
	岐阜 地裁	22	○	○	○
	福井 地裁	16	○	○	○
	金沢 地裁	16	○	—	—
	富山 地裁	15	○	○	○
	広島 地裁	20	○	○	○
	広島 家裁	9	○	○	○
	山口 地裁	28	○	○	○
	岡山 地裁	17	○	○	○
	岡山 家裁	6	○	○	○
	鳥取 地裁	14	○	○	○
	松江 地裁	22	○	○	○
	福岡 地裁	24	○	—	—
	福岡 家裁	14	○	○	○
	佐賀 地裁	17	○	○	○
	長崎 地裁	22	○	○	○
	長崎 家裁	10	○	○	○
	大分 地裁	26	○	○	○
	熊本 地裁	23	○	—	—
	熊本 家裁	10	○	—	—
	鹿児島 地裁	33	○	—	—
	宮崎 地裁	13	○	○	○
	宮崎 家裁	8	○	○	○
	那覇 地裁	9	○	○	○
	那覇 家裁	3	○	○	○
	仙台 地裁	17	○	—	—
	仙台 家裁	9	○	○	○
	福島 地裁	18	○	—	—
	福島 家裁	8	○	—	—
	山形 地裁	18	○	○	○
	盛岡 地裁	29	○	○	○
	秋田 地裁	27	○	○	○
	青森 地裁	18	○	○	○
	札幌 地裁	24	○	—	—
	札幌 家裁	13	○	○	○
	函館 地裁	14	○	○	○
	旭川 地裁	24	○	○	○
	釧路 地裁	23	○	○	○
	高松 地裁	11	○	○	○
	高松 家裁	6	○	—	—
	徳島 地裁	18	○	○	○
	高知 地裁	17	○	○	○
	松山 地裁	17	○	○	○
	松山 家裁	8	○	○	○
	計(割合)	1,330 100.0%	85	66	66

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない行は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値、監査の実施の有無等を記載している。

2 「○」は監査を実施したもの、「—」は○に該当しないものを表す。

3 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は○に該当しないものを表す。

資料5 監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

区分	指摘事項	改善等措置状況(※)
作成	・紙媒体により司法行政文書を作成・取得することが多い部署があった。	・司法行政文書は電子媒体による作成・取得が基本となっていることを改めて周知等することで、電子媒体による司法行政文書の作成・取得を励行するよう指導した。
保存	・文書数がゼロのファイル(以下「空ファイル」という。)が作成されていた。	・空ファイルに新たに編てつすべき文書がないことを確認した上で、電子決裁システムから空ファイルを削除し、ファイル管理簿を更新するよう指導した。
保存	・共用キャビネットに組織共用性のない個人的な資料が置かれていた。	・資料の必要性を改めて検討する等の方法により整理をするよう指導した。
保存	・短期保有文書以外の司法行政文書を保存するための共有フォルダにおいて、短期保有文書を管理していた。	・短期保有文書とそれ以外の司法行政文書は区別して管理するよう指導した。

※ 各庁において措置を講ずる予定であるものを含む。

裁判所名	紛失等事案の発生件数			再発防止のための措置(※3)							復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った人数(※4)	
	紛失(※2)	誤廃棄	関係者への注意喚起、指導等	再発防止のための措置(※3)				その他						
				関係者以外への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し									
最高裁判所	2	2	0	2	0	1	0	0	1	0	2	0	0	
高等裁判所	東京	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	名古屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	広島	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	
	福岡	2	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	
	仙台	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	
	札幌	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
	高松	2	2	0	2	2	0	1	0	1	2	0	0	
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京	地裁	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	さいたま	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	千葉	地裁	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水戸	地裁	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇都宮	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前橋	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	甲府	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野	地裁	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪	地裁	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神戸	地裁	2	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山	地裁	2	2	0	2	1	2	0	1	0	1	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
名古屋	地裁	1	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
津	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金沢	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
富山	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島	地裁	3	2	1	0	1	3	0	1	0	1	0	0	
	家裁	2	2	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	
岡山	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	1	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	
鳥取	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松江	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐賀	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮崎	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
那覇	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仙台	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	3	2	1	3	3	3	0	0	0	0	0	0	
福島	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
盛岡	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
秋田	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	
青森	地裁	2	0	2	2	0	2	0	2	0	2	0	0	
	家裁	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	
札幌	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	
函館	地裁	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旭川	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
釧路	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高松	地裁	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松山	地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	36	23	13	30	16	28	1	21	0	0	0	0		

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない序は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

※2 必ずしも誤廃棄したといえない事案は、「紛失」に計上した。

※3 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない場合がある。

※4 「懲戒処分」とは、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく懲戒処分を表す。

裁判所名	紛失等を除く不適切な文書管理事案の件数 (懲戒処分※1が行われたものに限る。)		事案への対応						
	文書作成義務違反	その他不適切文書管理	再発防止のための措置※2				事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った人数※1)	
			関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			
最高裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	
高等裁判所	東京	0	0	0	0	0	0	0	
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	
	名古屋	0	0	0	0	0	0	0	
	広島	0	0	0	0	0	0	0	
	福岡	0	0	0	0	0	0	0	
	仙台	0	0	0	0	0	0	0	
	札幌	0	0	0	0	0	0	0	
	高松	0	0	0	0	0	0	0	
地方裁判所・家庭裁判所(※3)	東京管内	東京 地裁	0	0	0	0	0	0	0
		東京 家裁	0	0	0	0	0	0	0
		横浜 地裁	0	0	0	0	0	0	0
		横浜 家裁	0	0	0	0	0	0	0
		さいたま 地裁	0	0	0	0	0	0	0
		さいたま 家裁	0	0	0	0	0	0	0
		千葉 地裁	0	0	0	0	0	0	0
		千葉 家裁	0	0	0	0	0	0	0
		水戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0
		水戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0
		宇都宮 地裁	0	0	0	0	0	0	0
		宇都宮 家裁	0	0	0	0	0	0	0
	前橋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	前橋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	静岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	静岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	甲府 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	甲府 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	長野 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	長野 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	新潟 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	新潟 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	大阪管内	大阪 地裁	0	0	0	0	0	0	0
		大阪 家裁	0	0	0	0	0	0	0
京都 地裁		0	0	0	0	0	0	0	
京都 家裁		0	0	0	0	0	0	0	
神戸 地裁		0	0	0	0	0	0	0	
神戸 家裁		0	0	0	0	0	0	0	
奈良 地裁		0	0	0	0	0	0	0	
大津 地裁	0	0	0	0	0	0	0		
和歌山 地裁	0	0	0	0	0	0	0		
名古屋管内	名古屋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	名古屋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	津 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	福井 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	金沢 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	富山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	富山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	富山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
広島管内	広島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	広島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	山口 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取 地裁	1	0	1	1	0	0	1	
	松江 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	福岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	福岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	佐賀 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
福岡管内	長崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	長崎 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	大分 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	大分 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	熊本 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	鹿児島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	鹿児島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
仙台管内	仙台 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	仙台 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	福島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	福島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	山形 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	盛岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	秋田 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
青森 地裁	0	0	0	0	0	0	0		
札幌管内	札幌 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	札幌 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	函館 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	旭川 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	釧路 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
高松管内	高松 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	高松 家裁	0	0	0	0	0	0	0	
	徳島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
	高知 地裁	0	0	0	0	0	0	0	
松山 地裁	0	0	0	0	0	0	0		
計	1	0	1	1	0	0	1		

※1 「懲戒処分」とは、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)

に基づく懲戒処分を表す。

2 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない場合がある。

3 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。